

○令和6年度保育所指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合は、国通知に示す報告ルートに沿って、県へ所定の様式により報告すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第32条第2項	3
2	「日曜日」、「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日」及び「12月29日から翌年の1月3日までの日」以外の完全休所日について、保育所設置の趣旨を踏まえ、保育需要を調査の上、需要に応じた保育を実施すること。	「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」	3
3	早朝の時間帯について、保育士配置基準を満たすこと。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条	1
4	苦情処理体制の仕組みを構築するため、第三者委員を設置すること。	「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	6

○令和6年度幼保連携型認定こども園指導監査文書指摘内容

番号	文書指摘の内容	根拠法令	指摘施設数
1	消防計画に変更が生じた際は変更届を提出すること。	消防法施行規則第3条	1
2	学校安全計画を必要な項目、研修、指導内容を入れた計画案に修正すること。	学校保健安全法第27条	1
3	外部からの不審者等の侵入防止のための訓練を行うこと。	学校保健安全法第29条2	2
4	幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第23条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第23条第1項	3
5	運営規程及び園則に利用定員と認可定員を記載すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条	3
6	利用定員・認可定員を遵守すること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第22条	1
7	法令順守等の業務管理体制の整備に関する事項記載した届出書を関係行政機関に届け出ること。	子ども・子育て支援法第55条及び子ども・子育て支援法施行規則第46条	2
8	耐震改修の計画を策定し、こども園の運営の内容を適切に保護者に説明すること。	建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表2の6(運営)(2)	1
9	毎学年定期に環境衛生検査を行うこと及び日常的な点検を行い環境衛生の維持又は改善を図ること。	学校保健安全法施行規則第1条・2条	2